

(1) 寿達魯 儀間親雲上真孟。一四九四—一五七七年。首里麻氏(田名家)四世。家譜はこの時の事を宝丸御船の官舎として

閩に至ったとする(『家譜(三)』五八一頁)。
(2) 蔡遂 生没年不詳。久米村蔡氏(儀間家)五世(『家譜(二)』二五二頁)。

1-25-16

国王尚真の、進貢のため長史金良等を遣わす符文

(一五二五、八、一五)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に長史金良・使者支刺嘉尼等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。仁字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お札部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 金良

使者三員 支刺嘉尼 金志良 嘉満度 通事一員 蔡瀚

人伴二十一名

国王附搭の胡椒一千斤

嘉靖四年(一五二五)八月十五日

右の符文は長史金良・通事蔡瀚等に付し、此れに准ぜしむ進貢等の事の為にす 符文

注(1) 蔡瀚 一五〇二—一六六六年。屋良親雲上。久米村蔡氏(儀間家)六世。のち正議大夫となる。渡明は五回に及ぶ(『家譜(二)』二五三頁)。

1-25-17

世子尚清の、進貢のため長史蔡瀚等を遣わす符文

(二五二九、八、一五)

琉球国中山王世子尚清、進貢等の事の為にす。

今、特に長史蔡瀚・使者馬吾刺等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。天字号小船一隻に坐駕して馬二匹・硫黄五千斤、通事林盛の船内に、馬二匹・硫黄五千斤を附送し、共に一万斤・馬四匹を装載し、京に赴き進貢し、仍お札部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 蔡瀚

使者一員 馬吾刺

都通事一員 梁椿

人伴十八名

① 存留在船副使一員 馬読古 従人二名

② 存留在船通事一員 陳賦 従人二名

国王世子附搭の番錫一千斤・倭銅一千斤

嘉靖八年（一五二九）八月十五日

右の符文は長史蔡瀚・通事梁椿等に付し、此れに准ぜしむ
進貢等の
事の為にす 符文

注*この進貢については『明実録』嘉靖九年三月甲辰の条に記事がある。なお、本文書以降の符文には福建に存留する使者・通事の名と人伴数も記されるようになる。

(1) 存留在船副使 存留在船使者（二五・一八）注（2）に同じか。

(2) 存留在船通事 『歴代宝案』第一集では明代全般および清の康熙二年までの執照（符文は嘉靖以降、康熙二年まで）に記載がみられる。進貢船で福建に渡り、赴京せず、その船で帰国する通事を、同行の赴京する通事と区別するための呼称。接回や探問など赴京要員のない渡航では、船と共に帰る通事も単に通事と呼ぶ。久米村系の人を任じ、通常一船に一人を置く。まれに存留在船都通事をもってする。初期には人伴を持たず、嘉靖年間より多くの場合二人の人伴を持つ。存留在船通事は乗船した船の執照をあずかった。清の康熙三年以降、その名称は在船（都）通事（二七・〇三）注（3）、（二七・〇

六）注（2）参照）となる。

(3) 陳賦 生没年不詳。久米村陳氏（仲本家）五世。通事・都通事・正議大夫として渡明は七回に及んだ（『家譜（二）』四八八頁）。

1-25-18

世子尚清の、進貢謝恩のため正議大夫金良等を遣わす符文

（一五三二、八、一二）

琉球国中山王世子尚清、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に正議大夫金良を遣わし、長史蔡瀚等と共に表文一通を齎しむ。天字号海船一隻に坐駕して馬一十四・硫黄二万斤・金結束椒螺鈿竜紋鞘金起沙魚皮紋鞍腰刀二把・金結束黒漆鞘金起沙魚皮紋鞍腰刀二把・鍍金銅結束皮包鞘皮繫鞍腰刀六把・鍍金銅結束紅漆鞍鞘刀六把・束香一百斤・倭銅一千斤を装載し、京に赴き進貢し謝恩し、仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遲滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 金良

長史一員 蔡瀚

使者一員 邁瑪度